

部落解放月間

毎年7月10日から8月9日は、「部落解放月間」です。部落解放月間を機会に、同和問題（部落差別）について、改めて考えてみませんか。

部落解放月間は、1969（昭和44）年7月10日に「同和对策事業特別措置法」が施行されたことを記念して、鳥取県が制定しました。

部落解放月間を中心とした期間中は、市内各地で同和問題（部落差別）をはじめ、あらゆる差別をなくすための啓発事業が行われます。本市内では、鳥取市民集会や各人権福祉センター、各総合支所などで人権講座などが開催されます。

部落差別の現状

2016（平成28）年12月16日、「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「解消法」）が施行されました。解消法は、現在もなお部落差別が存在すること、情報化の進展に伴って部落差別に関する

状況が変化していること、そして、部落差別は許されなものであることを明記しています。解消法施行から6年が経過しましたが、県内でも被差別部落を誹謗中傷する投書や特定の土地が同和地区かを尋ねる問い合わせが発生しています。また、国の調査によると、結婚の際に同和地区（被差別部落）出身であることなどを理由に交際や結婚を反対されたり、就職や職場で不当な取り扱いを受ける事象が起きています（内閣府「人権擁護に関する世論調査」（令和4年8月調査）。特に、近年では、インターネット上において偏見や誹謗中傷などの部落差別を助長する書き込みが見られます。法務省は、インターネット上で特定の地域を同和地区である（あった）と指摘するな

職場体験を通して学んだこと

桜ヶ丘中学校2年の松岡都弥さんと太田勸介さんが、6月27日から30日までの4日間、鳥取市役所広報室で職場体験学習をしました。同級生が職場体験をしている鳥取消防署と鳥取トヨペット（株）を訪問・取材し、写真撮影、インタビュー、原稿作成など、本格的な紙面作成に挑戦しました。

☎ 本庁舎広報室 (33 番窓口) ☎ 0857-30-8008 ☎ 0857-20-3040



鳥取消防署 地域の安全を守る

鳥取消防署は地域の人々の安全を守るために、困っている人を助ける仕事をしている所です。実際に取材に行ってみると、笑顔が絶えないような職場でした。まず、職場体験中の生徒になぜ消防署で働こうと思ったのか聞いてみたところ、「働く意味、職場と学校の違いを知りたい」と答えてくれました。また、「人間性、礼儀」も学びたいそうです。次に、消防士の人にこの経験を中学校生活にどのように生かしてほしいか尋ねると、「早く職業に興味を持って、将来のことをイメージしてほしい」とおっしゃっていました。



着替えはスピードが大切

鳥取トヨペット株式会社 車の良さを伝える

鳥取トヨペットでは、車を点検したり、壊れた車を直したりする仕事をしています。取材に行くと、職場体験中の2人が真剣に担当の人の説明を聞いていました。体験中の2人に体験した感想を聞くと、「力が必要なので大変」、「ボルトをとるときが難しい」と話してくれました。次に、整備士の谷口さんに職場体験で学んでほしいことを尋ねると、「最近、車離れしている人が多いので、車の良さに気づいて車を好きになってほしい」と話しておられました。



力が必要なボルトの付け替え

編集後記
この職場体験で、記事をつくる難しさが分かりました。大変な作業もあるけど、とても楽しく体験できました。この体験を将来に生かしたいです。（松岡都弥）
実際にインタビューにいらして、写真を撮る時だったり、メモを素早く取ったりなど難しいことだらけでしたが、とてもいい経験ができてよかったです。（太田勸介）

鳥取市長インタビュー 市長から伝えたいこと

職場体験3日目に深澤市長に面会し、インタビューを行いました。まず、鳥取市をどんなまちにしていきたいか尋ねると、「地域の人に住み続けたいと思われれるまちにしていきたい」と答えられました。次に、中学生までにしてほしい方があることをお聞きすると、「いろいろなことに興味や関心を持ち、積極的に挑戦することが大事」と話しておられました。私たちは、市長のお話をきいて市長は常に鳥取市のことを考えておられることがわかりました。私たちも鳥取市をよくするためにいろいろな行事に参加したいと思います。

差別の現状から学ぶ

部落差別は過去の問題ではありません。意図的な差別、知らず知らずのうちに部落差別に加担しないために、誤った情報や偏見を受け入れず、正しく学習し、理解すること

人権尊重社会を実現する 鳥取市民集会
とき 8月22日（火）12:20～16:45 ※受付 11:50～
ところ とりぎん文化会館ほか
内容 ◆全体会 映画上映会「破戒」（原作：島崎藤村）
◆分科会
1. 子どもの人権
2. 男女共同参画
3. 同和問題（部落差別）
4. 障がいのある人の人権
5. 地域における人権の取組
6. 企業における人権
7. 特別分科会（社会的孤独・孤立）
参加料 無料 ※要予約
※詳しくは、本市公式ウェブサイトをご覧ください。